

2022年6月10日
内閣府北方対策本部

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期目標（第4期）の 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく変更について

1. 独立行政法人の目標変更の要因

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定、令和4年6月7日改定。以下、「デジタル重点計画」という。〈参考1〉）において、各独立行政法人（全ての独立行政法人が対象）の主務大臣は、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定〈参考2〉）を踏まえ、令和4年度（2022年度）中に速やかに変更することとされた。

よって、（独）北方領土問題対策協会（以下、「北対協」という。）の現行の中期目標（2018～2022年度）の変更を行うこととする。

2. 北対協の中期目標（第4期）の変更内容

中期目標（第4期）の各項目のうち、「6. その他業務運営に関する重要事項」に、「（4）デジタル化による業務運営の効率化」を追加し、記載内容に、デジタル重点計画で定められた内容に沿って、以下の3点を追記する。

○「デジタル庁が策定した「情報システム整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行う」こと。

○「PMO（ポートフォリオ・マネージメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う」こと。

○「情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備を行う」こと。

3. 北対協の中期目標（第4期）の変更案

資料2（新旧対照表）、資料3（目標変更案）のとおり。